





- 七 第八十六条第一項の規定による管理人又は管理人代理の業務
- 八 第七章の規定による優先出資の引受け等その他の同章の規定による業務
- 九 第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務
- 十 第百十一条又は第一百十二条において準用する第六十九条の三の規定による資金の貸付け及び第一百十二条の一の規定による資産の買取り
- 十一 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)第二章及び第三章の規定による貯金者表の提出その他のこれらの規定による業務
- 十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- (業務の委託)
- 第三十五条** 機構は、主務大臣の認可を受けて、農水産業協同組合その他の金融機関又は債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百一十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下同じ。)に対し、その業務の一部を委託することができる。
- 農水産業協同組合その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。
- 第三条の規定は、第一項の規定による委託を受けた農水産業協同組合その他の金融機関又は債権回収会社の役員又は職員で、当該業務に從事するものについて準用する。
- (業務方法書)
- 第三十六条** 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 前項の業務方法書には、保険料に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。(報告又は資料の提出の請求等)
- 第三十七条** 機構は、その業務を行うため必要があるときは、農水産業協同組合に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。
- 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた農水産業協同組合は、遅滞なく、報告又是資料の提出をしなければならない。
- 機構は、その業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

- 4 国又は都道府県は、機構がその業務を行なうため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。
- 第六節 財務及び会計**
- (事業年度)
- 第三十八条** 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
- 第三十九条** 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (財務諸表)
- 第四十条** 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。
- 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い、作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
- 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、その事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。(区分経理)
- 第四十一条** 機構の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
- 一 第三十四条各号に掲げる業務(次号に掲げるものを除く。)
- 二 第七十四条に規定する業務(第一百十二条の二第一項による資産の買取りに係るものに限る)、第一百一条第一項(第一百十条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定による優先出資の引受け等に係る業務、
- 三 第百七条第一項の規定による負担金の収納金の貸付け及び債務の保証に係る業務、第一百十条の十二第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務、
- 四 第五項において準用する場合を含む。)の規定による優先出資の引受け等に係る業務、
- 五 第一百七条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。
- (政府保証)
- 第四十二条の二** 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第十九号)第四十三条第一項の規定にかかるはず、機構に対し、第二項の資金の貸付けをすることができる。
- (余裕金の運用)
- 第四十三条** 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
- 一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

- 条、第一百八条及び第一百九条において同じ。)の収納並びに第一百十二条の二第一項の規定による資産の買取りに係る業務並びにこれらの業務に附帯する業務
- (責任準備金の積立て)
- 第四十二条** 機構は、第四十条の二第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。(以下同じ。)について、主務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。
- (借入金)
- 第四十三条** 機構は、第四十条の二第一号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、農林中央金庫その他金融機関(日本銀行を除く。)その他政令で定める者から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる。
- 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い、作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
- 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、その事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- (区分経理)
- 第四十四条** この法律に規定するものほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。
- 第七節 監督**
- (監督)
- 第四十五条** 機構は、主務大臣が監督する。
- 2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができる。
- (報告及び検査)
- 第四十六条** 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構若しくは第三十五条第一項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、機構若しくは受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限り報告及び検査することができる。
- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (定款の変更)
- 第四十七条** 定款の変更は、主務大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。
- (解散)
- 第四十八条** 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出资者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。
- 3 第一項又は第二項の借入れに係る債務の保証の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項又は第二項の借入れに係る債務の保証をすることができる。
- (余裕金の運用)
- 第四十九条** 機構は、当該農水産業協同組合がその事業を行う債務を負うことにより、各貯金者等ごとに一定の金額の範囲内において、当該貯金等の払戻しつき、機構と当該農水産業協同組合及び貯金者等との間に保険関係が成立するものとする。

前項の保険関係においては、貯金等に係る債権の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

一 農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止（以下「第一種保険事故」という。）

二 農水産業協同組合の解散の決議に係る認可、破産手続開始の決定、解散の命令又は農業協同組合法第六十四条第五項から第七項（第一号を除く。）まで、水産業協同組合法第六十八条第五項（同法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）、同法第九十一条第一項第六号若しくは同条第五項第二号若しくは第三号（これらの規定を同法第一百条第五項において準用する場合を含む。）に規定する解散の事由の発生（以下「第二種保険事故」という。）

## 第二節 保険料の納付

（保険料の納付等）

**第五十条 農水産業協同組合は、毎年、その年の六月三十日までに、機構に対し、主務省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。**

2 機構は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該各号に定める農水産業協同組合の保険料を免除することができる。

一 保険事故が発生したとき。 当該保険事故に係る農水産業協同組合

二 第六十六条第一項に規定する適格性の認定等が行われたとき。 当該適格性の認定等に係る経営困難農水産業協同組合

三 第八十三条第一項に規定する管理を命ずる処分があつたとき。 当該管理を命ずる处分に係る被管理農水産業協同組合

3 機構は、委員会の議決を経て、委員会があらかじめ定める条件に基づき、農水産業協同組合に対し、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還することができる。

（一般貯金等に係る保険料の額）

4 機構は、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（一般貯金等に係る保険料の額）

**第五十一条 貯金等（次条第一項に規定する決済用貯金をいいう。次項において同じ。）以外の貯金等に限るものとし、外貨貯金その他政令で定める貯金等を除く。以下「一般貯金等」という。）に係る保険料の額は、各農水産業協同組合につけ、当該機構は、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。**

2 第五十二条第一項に規定する適格性の認定等が行われたとき。 当該適格性の認定等に係る経営困難農水産業協同組合

3 第八十三条第一項に規定する管理を命ずる処分があつたとき。 当該管理を命ずる处分に係る被管理農水産業協同組合

4 機構は、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

**第五十二条 機構は、保険料を滞納する農水産業協同組合がある場合には、督促状により指定して、これを督促することができる。**

（督促及び滞納処分）

**第五十三条 機構は、前条第一項の規定による督促をしたときは、保険料の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日から保険料を納付すべき日の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの間に係る延滞金の計算の基礎となる保険料の額は、その納付のあつた保険料の額を控除した額を乗じて計算した金額とする。**

2 前項の場合において、保険料の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる保険料の額は、その納付のあつた保険料の額を控除した額による。

（先取特権）

**第五十四条 第五十二条第四項及び第五項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。**

（第三節 保険金等の支払）

（保険金等の支払）

**第五十五条 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る貯金者等に対し、その請求に基づいて、保険金の支払をするものとする。**

2 支払対象一般貯金等に係る保険金の額は、前項の元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）が政令で定める金額（以下「保険基準額」という。）を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本

水産業協同組合につき、当該保険料を納付すべき日の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの間の各日（日曜日を除く。）における一般貯金等の額の合計額を平均した額に、機構が委員会の議決を経て定める率（以下「保険料率」という。）を乗じて計算した金額とする。

2 保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の機構の業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）に要する費用（決済用貯金に係るものと除く。）の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するように、かつ、特定の農水産業協同組合に対し差別的取扱い（農水産業協同組合の経営の健全性に応じてするものと除く。）をしないよう定められなければならない。

3 機構は、第四十二条第一項又は第二項の規定による資金の借入れをした場合において、その借入金を速やかに返済することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。

4 機構は、保険料率を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

5 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞な料率を変更するものとする。

（決済用貯金に係る保険料の額）

2 市町村は、前項の規定による請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。（この場合においては、機構は、徵収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による請求を受けた場合において、その督促を受けた農水産業協同組合が督促状で指定する期限までに滞納に係る保険料及びこれに係る次条第一項の延滞金を完納しないときは、当該農水産業協同組合の住所又は財産がある市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、その徴収を請求することができる。

4 市町村は、前項の規定による請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。（この場合においては、機構は、徵収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

5 市町村が、第三項の規定による請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、機構は、主務大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。（延滞金）

2 第一項又は前項の請求は、第五十九条第一項、第二項又は第四項の規定により公告した支払期間内になければ、することができない。ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

3 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る貯金者等に対し、その請求に基づいて、政令で定める金額の範囲内で政令で定めた場合における当該他の保険事故（以下「関連保険事故」という。）を含まないものとする。

4 第一項又は前項の請求は、第五十九条第一項、第二項又は第四項の規定により公告した支払期間内になければ、することができない。ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

5 第五十六条 一般貯金等（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める一般貯金等を除く。以下「支払対象一般貯金等」という。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象一般貯金等に係る債権（その者が前条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第三項の仮払金（支払対象一般貯金等）といふ。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象一般貯金等に係る債権（その者が前条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第三項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。次項において同じ。）のうち元本の額（農林債にあつては、その発行により払込みを受けた金銭の額。以下同じ。）及び利息等（当該元本以外の部分であつて利息その他の政令で定めたものをいう。以下同じ。）の額の合算額（その合算額が同一人について二以上ある場合は、その合計額）に相当する金額とする。

に係る利息等の額を合算した額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 支払対象一般貯金等に係る債権のうちに担保の目的となつているものと担保権の目的となつてないものがあるときは、担保権の目的となつてないものに係る元本を先とする。

二 支払対象一般貯金等に係る債権で担保権の目的となつてないものが同一人について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする。

三 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で弁済期の同じものが同一人について二以上あるときは、その金利（利率その他これに準ずるもので政令で定めるもの）いわう。次号において同じ。の低いものに係る元本を先とする。

四 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で担保権の目的となつているものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

五 支払対象一般貯金等に係る債権で担保権の目的となつているものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

六 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

七 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、その超える金額を機関に払い戻さなければならない。

## （決済用貯金に係る保険金の額）

第五十六条の二 決済用貯金（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める決済用貯金を除く。以下「支払対象決済用貯金」という。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象決済用貯金に係る債権（その者が第五十五条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第三項の仮払金（支払対象決済用貯金に係るものに限る。次項において同じ。）の支払又は第六十九条の三第一項（第一百十一条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の貸付けに係る支払対象決済用貯金の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。）のうち元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）に相当する金額とする。

二 前条第三項の規定は、その有する支払対象決済用貯金に係る保険事故に係る貯金者が当該保険事故について第五十五条第三項の仮払金の支払を受けている場合又は第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象決済用貯金の払戻しを受けている場合について準用する。この場合において、前条第三項中「前二項の規定にかかるわらず、これらの規定」とあるのは、「第五十六条の二第一項の規定にかかるわらず、当該規定」と読み替えるものとする。（確定拠出年金に係る貯金等の特例）

## 第五十六条の三（確定拠出年金に係る貯金等の特例）

第一項の規定に准用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しを受けている場合におけるその者の支払対象一般貯金等に係る保険金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による金額につき政令で定めるところにより当該仮払金の額に相当する金額とする。

二 前条第三項の規定に准用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しを受けた額（次項の規定により機関に払い戻されるべき額を除く。）を控除した金額に相当する金額とする。

三 前条第三項の規定に准用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しを受けた額（次項の規定により機関に払い戻されるべき額を除く。）を控除した金額に相当する金額とする。

項の請求をした時において現に有するものに限りるものとし、同条第三項の仮払金の支払又は第六十九条の三第一項（第一百十一条において準用する場合を含む。）の貸付けに係る支払対象貯金等の払戻しにより現に有しないものとみなす。

二 当該資産管理機関等の支払対象貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に係る第一項第一号に掲げる金額を控除した額に相当する支払対象貯金等の支払額（同法第二条第七項第一号イに規定する支払対象貯金等の支払額）を支払する。二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）に積み立てられたものとみなす。

三 第一項の場合において、第五十五条第一項の規定により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額を控除した額に相当する支払対象貯金等の支払額（同法第二条第七項第一号イに規定する支払対象貯金等の支払額）を支払する。

## （保険事故の通知）

第五十七条 農水産業協同組合は、当該農水産業協同組合に係る保険事故が発生したときは、直ちに、その旨を機関に通知しなければならない。

二 機構は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る保険事故が第一種保険事故であるときは、直ちに、その旨を主務大臣（当該通知が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に関するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事）に通知しなければならない。

## （保険事故日における現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に對して有する支払対象貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて保険金計算規定により保険金の額とされる金額とされる金額の合計額）

三 保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に對して有する支払対象貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて保険金計算規定により保険金の額とされる金額とされる金額の合計額

前項第一号の規定により第五十六条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 前項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の支払対象貯金等に係る債権と当該資産管理機関等の支払対象貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象貯金等に係る債権があるときは、当該加入者等の支払対象貯金等に係る債権の元本を先とす

る。二 当該資産管理機関等の支払対象貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象貯金等に係る債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

三 第一項の場合において、第五十五条第一項の規定により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に係る第一項第一号に掲げる金額を控除した額に相当する支払対象貯金等の支払額（同法第二条第七項第一号イに規定する支払対象貯金等の支払額）を支払する。

四 第一項の場合において、第五十五条第一項の規定により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額を控除した額に相当する支払対象貯金等の支払額（同法第二条第七項第一号イに規定する支払対象貯金等の支払額）を支払する。

## （保険事故の届出）

第五十八条 農水産業協同組合は、当該農水産業協同組合に係る保険事故が発生したときは、直ちに、その旨を機関に通知しなければならない。

二 その監督に係る農水産業協同組合から農業協同組合法第六十四条第五項後段若しくは第八項又は水産業協同組合法第六十八条第六項（同法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受けたとき。

三 その監督に係る農水産業協同組合連合会に、農業協同組合法第六十四条第七項第二号又は水産業協同組合法第九十九条第五項第



い。主務省令で定める措置を講じなければならぬを図るため、電子情報処理組織の整備その他の

主務大臣は、前項に規定する措置が講ぜられないないと認めるときは、農水産業協同組合に対する必要の限度において、期限を付して

指置を講するよ／＼命

**第六十一条** 合併等を行う農水産業協同組合で經  
**(資金援助の申込み)**

（以下「救済農水産業協同組合でないもの（以下「救済農水産業協同組合」という。）は、機構が、合併等を援助するため、次に掲げる措置（以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。）

## 二 金銭の贈与

### 四三 資産の買取り 債務の保証

五 債務の引受け

七六 損害担保

前項の「合併等」とは、次に掲げるものをい

一 経営困難農水産業協同組合と合併する農水

産業協同組合が存続する合併

二 経営困難農水産業協同組合と他の農水産業協同組合との合併で合併にはゆ農水産業協同

## 組合が設立されるもの

信用事業譲渡等で經營困難農水産業協同組合がその信用事業を他の農水産業協同組合に合併する事例がある。

譲渡するもの（信用事業の一部を譲渡するも

のにあつては、經營困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務の引受けであつて当該債務

に保険金計算規定により計算した保険金の額

に対応する賃金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。」

四 付保貯金移転

第一項の規定による申込みは、前項第一号に掲げる合併を行う農水産業協同組合のうち二

以上の救済農水産業協同組合がある場合には、

当該二以上の救済農水産業協同組合の連名で行  
つなければならぬ。

第一項第三号に掲げる資産の買取りは、合併

等（第二項に規定する合併等をいう以下同じ。）に係る経営困難農水産業協同組合の資産又は次の各号に掲げる合併等の区分に応じ当該

各号に定める資産について行うものとする。ただし、第一項の規定による申込みに係る資金援助のうちに合併等に係る経営困難農水産業協同組合の資産の買取りが含まれている場合には、同項の規定による申込みは、当該合併等に係る救済農水産業協同組合が当該経営困難農水産業協同組合と連名で行うものとする。

一 第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する農水産業協同組合の資産（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

二 第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される農水産業協同組合の資産（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

三 第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等 同号の他の農水産業協同組合の資産（当該信用事業譲渡等により譲り受けたもの）

四 第二項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

五 第二項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合は、速やかに、その旨を都道府県知事（主務大臣の監督に係る農水産業協同組合については、主務大臣）に報告しなければならない。

第六十一条の二 合併等（前条第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等のうち経営困難農水産業協同組合がその信用事業の一部を他の農水産業協同組合に譲渡するもの又は付保貯金移転に限る。）を行う救済農水産業協同組合は、機構が、経営困難農水産業協同組合の債権者間の衝平を図るため、当該経営困難農水産業協同組合に対して資金援助（同条第一項第一号に掲げるものに限る）を行うことを、機構に申し込むことができる。

二 前項の規定による申込みは、当該合併等による経営困難農水産業協同組合と連名で行うものとする。

三 前条第六項の規定は、前二項の規定による申込みを行つた救済農水産業協同組合及び経営困難農水産業協同組合について準用する。

第六十二条 農水産業協同組合連合会（経営困難農水産業協同組合でないものに限る。）又は農林中央金庫（以下「農水産業協同組合連合会等」という。）が、農水産業協同組合に係る相互援助取決めにより合併等又は信用事業再建措

置（経営困難農水産業協同組合が信用事業による業務の健全かつ適切な運営を回復するために行う主務省令で定める措置をいう。以下同じ。）について資金の貸付けその他の援助を行う場合において、当該農水産業協同組合連合会等は機構が当該援助について資金援助（第六十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

二 前項の農水産業協同組合に係る相互援助取決めとは、次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

一 農水産業協同組合である農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の相互扶助に資することを目的として、全国の区域を対象に農水産業協同組合が行う取決めであつて、農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合が当該目的のため農水産業協同組合連合会等に預け入れた貯金その他の資金を原資として、農水産業協同組合連合会等が救済農水産業協同組合、経営困難農水産業協同組合又は合併により設立される農水産業協同組合である農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合に対し資金の貸付けその他援助（農水産業協同組合等が子会社（農業協同組合法第十二条の二第二項、水産業協同組合法第九十二条第一項若しくは第一百条第一項において準用する同法第十八条の八第二項又は農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）又は協定債権回収会社（第七十四条第一号に規定する協定債権回収会社をいう。次号において同じ。）に行わせる資産の買取りその他の援助を含む。）を行うことを定めるもの

二 農水産業協同組合連合会の相互扶助に資することを目的として、全国の区域を対象に農水産業協同組合連合会及び農林中央金庫が行う取決めであつて、農水産業協同組合連合会が当該目的のため農林中央金庫に預け入れた預金その他の資金を原資として、農林中央金庫が救済農水産業協同組合、経営困難農水産業協同組合又は合併により設立される農水産業協同組合連合会に貸付けその他の援助（農林中央金庫がその子会社（農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）又は協定債権回収会社に行わせる資産の買取りその他の援助を含む。）を行うことを定めるもの

三 前二号に掲げる取決めに準ずる取決めであつて主務省令で定める要件に適合するもの

第一項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

**第六十二条の二 指定支援法人（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）第三十二条第二項に規定する指定支援法人をいう。以下同じ。）が、再編強化法第三十三条に規定する業務を行う場合において、当該指定支援法人は、機構が当該業務について資金援助（第六十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。**

2 前条第三項の規定は、前項の規定による申込みを行つた指定支援法人について準用する。  
**(適格性の認定)**

**第六十三条 第六十一条第一項、第六十一条の二第一項、第六十二条第一項又は前条第一項の規定による申込みに係る合併等については、当該合併等を行う農水産業協同組合は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該合併等について、都道府県知事（合併後存続し、若しくは合併により設立される農水産業協同組合、信用事業の全部若しくは一部を譲り受ける農水産業協同組合又は付保貯金移転を受ける農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣。第七項並びに次条第一項、第六項及び第七項において同じ。）の認定を受けなければならない。**

2 第六十二条第一項の規定による申込みに係る信用事業再建措置については、当該措置に係る経営困難農水産業協同組合及び同項の規定により当該措置について援助を行う農水産業協同組合連合会等は、同項の規定による申込みが行われる時までに、当該措置について、都道府県知事（当該経営困難農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣）の認定を受けなければならない。

3 前二項の認定の申請は、第一項の場合にあつては同項の合併等を行う農水産業協同組合の連名で、前項の場合にあつては同項の経営困難農

- 水産業協同組合と農水産業協同組合連合会等との連名で行わなければならない。
- 第一項及び第二項の認定は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、行うことができる。
- 一、該合併等又は信用事業再建措置が行われることが、貯金者等その他の債権者の保護に資すること。
- 二、機構による資金援助が行われることが、当該合併等又は信用事業再建措置を行うために不可欠であること。
- 三、当該合併等又は信用事業再建措置に係る経営困難農水産業協同組合について、合併等又は信用事業再建措置が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、該経営困難農水産業協同組合が信用事業に係る業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。
- 四、機構による資金援助（第六十二条第一項の資金援助にあっては当該資金援助に係る同項に規定する援助、前条第一項の資金援助については当該資金援助に係る同項に規定する業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること）。
- 五、前条第五項から第八項までの規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。
- 六、都道府県知事は、第一項のあつせんを行ったときは、主務大臣の承認を得なければならぬ。主務大臣は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に對し第一項の認定を行うときは、当該都道府県知事に協議しなければならない。
- 七、都道府県知事は、第一項の認定を行うときは、当該認定に係る農水産業協同組合のうち、いづれが経営困難農水産業協同組合であるかを明らかにしなければならない。
- 八、都道府県知事又は主務大臣は、第一項又は第二項の認定を行つたときは、その旨を機構に通知しなければならない。

4  
一、該合併等又は信用事業再建措置が行われることが、貯金者等その他の債権者の保護に資すること。

二、機構による資金援助が行われることが、当該合併等又は信用事業再建措置を行うために不可欠であること。

三、当該合併等又は信用事業再建措置に係る経営困難農水産業協同組合について、合併等又は信用事業再建措置が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、該経営困難農水産業協同組合が信用事業に係る業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

四、機構による資金援助（第六十二条第一項の資金援助にあっては当該資金援助に係る同項に規定する援助、前条第一項の資金援助については当該資金援助に係る同項に規定する業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること）。

五、前条第五項から第八項までの規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。

六、都道府県知事は、第一項のあつせんを行つたときは、主務大臣の承認を得なければならぬ。主務大臣は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に對し第一項の認定を行うときは、当該都道府県知事に協議しなければならない。

七、都道府県知事は、第一項のあつせんを行つたときは、前項の準備行為の実施に關し、必要な協力を求めることができる。

八、都道府県知事又は主務大臣は、第一項又は第二項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みが優先出資の引受け等に係るものである。

（合併等のあつせん）

- 第六十四条** 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る同条第三項の申請が行われない場合においても、農水産業協同組合が経営困難農水産業協同組合に該当し、かつ、当該経営困難農水産業協同組合が同条第四項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該経営困難農水産業協同組合及び他の農水産業協同組合に対し、書面により、合併等（当該合併等が同項第一号に掲げる要件に該当するものであり、かつ、機構による資金援助が同項第二号及び第四号に掲げる要件に該当するものに限る。）のあつせんを行うことができる。
- 2 前項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合は、前条第一項の規定にかかるわらず、第六十一条第一項又は第六十一条の二第一項の規定による申込みを行うことができる。
- 3 農水産業協同組合連合会等で、第一項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合に対し合併等について資金の貸付けその他の援助を行なうものは、前条第一項の規定にかかるわらず、合連合会であるものに限る。について、合併等又は信用事業再建措置が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合において、当該経営困難農水産業協同組合の会員である農水産業協同組合に係る第一種保険事故が発生するおそれがあると認められるときは、当該第一種保険事故につき保険金の支払を行うときに要する見込まれる費用は、前項に規定する保険金の支払を行うときによると見込まれる費用とみなす。
- 4 指定支援法人は、第一項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合に對し合併等について再編強化法第三十三条に規定する業務を行なう場合には、前条第一項の規定にかかるわらず、第六十二条第一項の規定による申込みを行うことができる。
- 5 都道府県知事は、第一項のあつせんを行つたときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。
- 6 機構は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合を当事者とする合併等又は信用事業再建措置に係る第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を当該都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 都道府県知事は、第一項のあつせんを行つたときは、第一項のあつせんを行つたときは、その必要の限度において、経営困難農水産業協同組合又は経営困難農水産業協同組合となる蓋然性が高いと認めたる農水産業協同組合につきその業務又は財産の状況に關する資料を他の農水産業協同組合に對して交付し、その他当該あつせんに必要な準備行為を行うことができる。

（資金援助）

- 第六十五条** 機構は、第六十一条第一項、第六十一条の二第一項、第六十二条第一項又は第六十二条の二第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みが優先出資の引受け等に係るものである。

- 2 委員会は、前条第一項の規定により行う議決が優先出資の引受け等の申込みに係るものであるときは、当該優先出資の引受け等が当該申込みに係る救済農水産業協同組合の自己資本の充実の状況に照らし当該合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないことその他の主務大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、当該優先出資の引受け等を行う旨の決議をすることができる。
- 3 機構は、第六十一条第一項の規定による申込みが優先出資の引受け等に係るものである場合において、当該資金援助を行なう旨の決定をしようとするときは、前項の決議を経た後、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならぬ。
- 4 機構は、前条第一項の決定に基づいてした優先出資の引受け等により取得した優先出資又は貸付債権の全部につきその処分をし、又は返済を受けるまでの間、当該優先出資又は貸付債権に係る救済農水産業協同組合に對し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況について報告を求め、これを公表することができる。（合併等又は信用事業再建措置の契約の報告等）
- 5 機構は、第一項の規定による資金援助を行なう旨の決定をしたときは、第六十一条第一項、第六十二条の二第一項、第六十二条第一項又は第六十二条の二第一項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合又は指定支援法人と当該農水産業協同組合若しくは当該指定支援法人又は合併により設立される農水産業協同組合に対する資金援助に関する契約を締結するものとする。
- 6 前項の契約に係る資金援助のうちに損害担保が含まれているときは、当該契約に係る農水産業協同組合は、当該適格性の認定等に係る合併等の契約又は当該適格性の認定等に係る信用事業再建措置に係る援助（以下この項において「特定援助」という。）の契約を締結したときは、直ちに、その適格性の認定等を行つた都道府県知事又は主務大臣に、その旨を報告し、かつ、当該合併等又は特定援助の契約書（機構と第六十五条第六項の契約を締結した救済農水産業協同組合にあつては当該合併等の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面、機構と同項の契約を締結した農水産業協同組合連合会等にあつては当該特定援助の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面）を提出しなければならない。

（優先出資の引受け等に係る資金援助）

- 第六十五条の二** 第六十一条第一項の規定による申込みが優先出資の引受け等に係るものである。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務大臣に、その旨を報告し、か

つ、同項の契約書又は書面の写しを送付しなければならない。

(総会の決議等の報告等)

**第六十七条** 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合は、農業協同組合法、水産業協同組合法若しくは再編強化法の規定又は定款の定めに基づき当該適格性の認定等に係る合併等について必要とされる総会又は総代会の決議における必要な数の賛成を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、都道府県知事(主務大臣の監督)に係る農水産業協同組合にあつては、主務大臣(次項において同じ。)に、その旨を報告し、かつ、当該総会又は総代会の議事録その他政令で定める書類(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)で作成されているものを含む。)を提出し、併せて、機構にその旨を通知しなければならない。

前項の適格性の認定等を受けた農水産業協同組合は、第九十四条第一項又は農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第八条第一項の規定により総会又は総代会の決議に代わる裁判所の許可を得て信用事業譲渡等を行おうとした場合において、当該許可を得られなかつたときは、直ちに、都道府県知事にその旨を報告し、併せて、機構にその旨を通知しなければならない。

前項の規定による報告を受けた農林中央金庫は、農林中央金庫に係る業務の継続の特例を受けたときは、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

**第六十八条** 適格性の認定等を受けた農林中央金庫は、農林中央金庫その他の農林中央金庫の業務に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を当該適格性の認定等に係る合併等により承継した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から二年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 適格性の認定等を受けた農林中央金庫は、前項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、期間を定めて当該業務を整理することを内容とす

る計画を作成し、当該計画につき主務大臣の承認を受けたときは、合併等の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、当該計画に従い、同項の期限が満了した契約を超えて、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

3 適格性の認定等を受けた農林中央金庫については、再編強化法第十九条第二項から第四項までの規定(再編強化法第二十七条において準用する場合を含む。)は、適用しない。

**第六十九条** 機構は、資金援助に係る合併等の資金援助に係る合併等により設立された農水産業協同組合から追加の資金援助の申込みを受けた場合において、必要があると認めるとときは、当該申込みを行つた農水産業協同組合に対する追加の資金援助(第四項において「追加的資金援助」という。)を行うことができる。

2 前項の規定による申込みに係る資産の買取りは、合併等(第六十一条第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等のうち経営困難農水産業協同組合がその信用事業の一部を他の農水産業協同組合に譲渡するもの又は付貯金移転に限る。以下この項及び第四項において同じ。)に係る資産又は合併等に係る救済農水産業協同組合の資産又は次の各号に掲げる合併若しくは信用事業譲渡等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、併せて、機構にその旨を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による報告を受けたときは、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

**(農林中央金庫に係る業務の継続の特例)**

都道府県知事は、前二項の規定による報告を受けた農林中央金庫は、農林中央金庫その他の農林中央金庫の業務に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を当該適格性の認定等に係る合併等により承継した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から二年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 適格性の認定等を受けた農林中央金庫は、前項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする。

の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

4 第六十一条第六項、第六十五条及び第六十六条の規定は第一項又は第二項の規定による申込みについて、第六十二条の二の規定は資金援助に係る合併等を行つた救済農水産業協同組合について、前条の規定は追加的資金援助について、それぞれ準用する。この場合において、第六十五条第二項中「及び当該資金援助に係る経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うとき見込まれる」あるのは、「及び当該資金援助に係る経営困難農水産業協同組合につき当該議決前に行われた委員会の議決に係る資金援助に要すると見込まれた費用並びに当該経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要する」と見込まれた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第三章の二 資金決済に関する債権者の保護**

**(決済債務の保護)**

**第六十九条の二** 為替取引その他の農水産業協同組合が行う資金決済に係る取引として政令で定める取引に係る農水産業協同組合が負担する債務(外国通貨で支払が行われるものと除き、農水産業協同組合その他の金融業を営む者で政令で定める者以外の者の委託に起因するものその他主務省令で定めるものに限る。以下「決済債務」という)であつて、かつ、支払対象決済用貯金の払戻しを行う場合に消滅するもの以外のもの(以下「特定決済債務」という。)については、これを支払対象決済用貯金に係る債務と、特定決済債務に係る債務と、特定決済債務に係る債権を支払対象決済用貯金に係る債権と、特定決済債務に係る債権者を貯金者と、特定決済債務の額を支払対象決済用貯金の額と、特定決済債務に係る債権と、特定決済債務に係る債権を支払対象決済用貯金の額とそれぞれみなして、この法律の規定(第六十条の二、この章及び第七十三条の規定並びに第百十一条の規定及び当該規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、第五十五条の二第一項中「次に掲げる要件すべてに該当する貯金(外貨貯金その他の政令で定める貯金を除く。以下「決済用貯金」という。)に係る保険料」とあるのは「特定決済債務に係る保険金」とあるのは「特定決済債務に係る保険金」と、「のうち元本の額」とあるのは「の額」と、同条第二項中「その有する支払対象決済用貯金」とあるのは「その有する特定決済債務に係る債権」と、第五十七条の二第四項中「貯金等」とあるのは「特定決済債務」と、第六十条の三第一項中「支払対象貯金等」とあるのは「特定決済債務」とする。

く。以下「支払対象決済用貯金」という。)に係る保険金」とあるのは「特定決済債務に係る保険金」と、「のうち元本の額」とあるのは「の額」と、同条第二項中「その有する支払対象決済用貯金」とあるのは「その有する特定決済債務に係る債権」と、第五十七条の二第四項中「貯金等」とあるのは「特定決済債務」と、第六十条の三第一項中「支払対象貯金等」とあるのは「特定決済債務」とする。

2 決済債務が一般貯金等の払戻しを行う場合に消滅するものであるときは、当該決済債務の額に相当する金額の当該一般貯金等については、

**(決済債務の弁済)**

**第六十九条の三** 機構は、次に掲げる者から決済債務の弁済(第五十六条の二第二項及び同条第二項において準用する第五十六条第三項の規定により計算した保険金の額に対応する支払対象決済用貯金又は特定決済債務につき行うものに限る。)のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるとときは、委員会の議決を経て、当該決済債務に係る第五十六条の二第一項及び同条第二項において準用する第五十六条第三項の規定により計算した保険金の額に達するまでを限り、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

2 第八十三条第一項又は第二項の規定により管轄を命ずる処分を受けた農水産業協同組合の管理者による管理を命ずる処分を受けた経営困难農水産業協同組合であつた者に限る。)

一 第八十三条第一項又は第二項の規定により管轄を命ずる処分を受けた農水産業協同組合の管理者による管理を命ずる処分を受けた経営困难農水産業協同組合であつた者に限る。)

二 破産手続開始の決定を受ける前において農水産業協同組合があつた者に限る。)

三 破産法第九十一条第一項の規定による保全代理人による管理を命ずる処分を受けた経営困难農水産業協同組合

5 民事再生法(平成二十一年法律第二百二十五条)第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた経営困难農水産業協同組合

2 第六十五条第四項の規定は前項の規定による決定をしようとするときについて、同条第五項の規定は前項の規定による決定をしたときについて、同条第六項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それ





社に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

#### 第六章 管理人による管理

##### （業務及び財産の管理を命ずる処分）

都道府県知事（この項に規定する處分に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣。次項、第四項（次条第二項において準用する場合を含む。）、第五項、同条第一項、第八十五条第二項から第四項まで、第八十七条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第八十八条、第九十二条第一項及び第九十六条において同じ。）

は、官報により、これを公告しなければならない。

農水産業協同組合は、その財産をもつて債務を完済することができないときは、その旨及びその理由を、文書をもつて都道府県知事に申し出なければならない。

（管理を命ずる処分の取消し）

都道府県知事は、管理を命ずる処分について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

（管理人の選任等）

前条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

（管理人の選任等）

第八十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理農水産業協同組合を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、管理人に専属する。農業協同組合法第六十三条の二及び水産業協同組合法第六十七条の一（同法第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第一百条第四項において準用する場合を含む。）において准用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百一十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定、農業協同組合法第五十条第三項（同法第五十条の二第四項及び第五十条の四第四項において準用する場合を含む。）、水産業協同組合法第五十四条第三項（同法第五十四条の二第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、再編強化法第三十条及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四第三項（同法第六十六条第三項において準用する場合を含む。）、第六条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定、農業協同組合法第六十九条、水産業協同組合法第七十三条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。）及び第五号に係る部分に限る。）の規定、農業協同組合法第六十九条、水産業協同組合法第七十三条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。）及び第五号に係る部分に限る。）及び第二項

に起因して経営が困難となつたものに限り、經營困難農水産業協同組合とみなす。

（管理人等となることができる法人）

及び再編強化法第二十二条第一項において準用する会社法第八百一十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定並びに農業協同組合法第四十七条、水産業協同組合法第五十一条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）及び農林中央金庫法第五十条において準用する会社法第八百三十一条の規定による理事（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。第九十四条第四項を除き、以下この章において同じ。）の権利についても、同様とする。

（管理人代理となり、その業務を行なうことができる。）

水産業協同組合法第九十七条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合連合会は、同項及び同条第八項に規定する事業を行うほか、管理人又は管理人代理となり、その業務を行なうことができる。

（代理となり、その業務を行なうことができる。）

（通知及び登記）

前項の登記には、管理人の氏名又は名称及び住所をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

（報告又は資料の提出）

前項の登記には、管理人の氏名又は名称及び住所をも登記しなければならない。

（報告又は資料の提出）





(取得優先出資又は取得貸付債権の処分)  
第二百三条 機構は、取得優先出資又は取得貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の処分を行ったときは、速やかに、その内容を主務大臣（当該処分に係る農水産業協同組合が都道府県知事の監督に係るものである場合にあつては、主務大臣及び当該都道府県知事）に報告しなければならない。（管理を命ずる処分及び資金援助の特例）

**第四百四条** 主務大臣は、第九十七条第一項又は第九十九条第八項（第二百条第七項において準用する場合を含む。）の規定による第二号措置に係る認定が行われた場合には、第八十三条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、直ちに、当該認定に係る農水産業協同組合に対し、管理を命ずる処分をするものとする。

2 前項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの法律の適用については、当該管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合（経営困難農水産業協同組合を除く。）は、経営困難農水産業協同組合とみなす。

3 第一項の規定による管理を命ずる処分があつた場合における第三章第四節（第六十三条第六項及び第六十五条第五項を除く。）の規定の適用については、当該管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合（主務大臣の監督に係るものと除外する。）は、主務大臣の監督に係る農水産業協同組合とみなす。

4 第六十五条第二項の規定は、第一項の規定により管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合を経営困難農水産業協同組合として行う合併等に係る資金援助について同条第一項の委員会の議決を行う場合には、適用しない。この場合において、委員会は、当該資金援助が当該農水産業協同組合の財務の状況に照らし当該資金援助に係る合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該資金援助を行ふ旨の決議をすることができます。（危機対応勘定）

**第五百五一条** 機構は、前条第四項の規定による決議に係る資金援助を行うときは、第四十条の二第二号に掲げる業務（以下「危機対応業務」という。）から、当該資金援助に要すると見込まれる費用から当該資金援助に係る農水産業協同組

合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を控除した残額に相当する金額を、一般勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による危機対応勘定から一般勘定への繰入れは、危機対応業務とみなす。（負担金又は特定負担金に係る決定）

**第五百六条** 機構は、毎事業年度、当該事業年度における危機対応勘定の收支につき、次に掲げる事項を報告する。

2 一 前条第一項の規定により危機対応勘定から一般的勘定に繰り入れた金額  
二 取得優先出資若しくは取得貸付債権又は取得特定優先出資（第二百十条の十四第四項第一号に規定する取得特定優先出資をいう。次号において同じ。）若しくは取得特定貸付債権（同項第一号に規定する取得特定貸付債権をいう。次号において同じ。）につきその取得価額を下回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた損失の金額  
三 取得優先出資若しくは取得貸付債権又は取得特定優先出資若しくは取得特定貸付債権に付された負担金又は特定負担金の金額及び特定負担金の金額

（同項第一号に規定する取得特定貸付債権をいう。次号において同じ。）

二 一 前条第一項の規定により危機対応勘定から一般的勘定に繰り入れた金額  
二 二 取得優先出資若しくは取得貸付債権又は取得特定優先出資（第二百十条の十四第四項第一号に規定する取得特定優先出資をいう。次号において同じ。）若しくは取得特定貸付債権（同項第一号に規定する取得特定貸付債権をいう。次号において同じ。）につきその取得価額を下回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた損失の金額  
三 三 取得優先出資若しくは取得貸付債権又は取得特定優先出資若しくは取得特定貸付債権に付された負担金又は特定負担金の金額及び特定負担金の金額

（同項第一号に規定する取得特定貸付債権をいう。次号において同じ。）

二 二 前条第一項の規定により危機対応勘定から一般的勘定に繰り入れた金額  
二 三 前条第一項の規定による納付金に關し、納付の手続

3 負担率及び納付期間は、次に掲げる事項を勘査し、危機対応勘定の欠損金が負担金又は特定負担金で賄われるよう、かつ、特定の農水産業協同組合又は農林中央金庫等に対し差別的取扱いをしないよう定めなければならない。

2 一 第一項の報告に係る事業年度における同項各号に掲げる事項  
二 農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財務の状況  
三 主務大臣は、第二項の規定により負担率及び納付期間を定めたときは、官報により、これを公告しなければならない。

二 前条第一項の規定により危機対応勘定から一般的勘定に繰り入れた金額

（主務大臣は、第二項の規定により負担率及び納付期間を定めたときは、官報により、これを公告しなければならない。）

二 二 前条第一項の規定により危機対応勘定から一般的勘定に繰り入れた金額

（主務大臣は、第二項の規定により負担率及び納付期間を定めたときは、官報により、これを公告しなければならない。）

二 三 前条第一項の規定による納付金に關し、納付の手続

3 第五百六条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変更する場合について準用する。

2 一 第一項の報告に係る事業年度における同項各号に掲げる事項  
二 二 第四十二条第四項及び第五項並びに第四十二条の二の規定は、前項の規定により機構が資金の借入れをする場合について準用する。

二 二 第七章の二 金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置

（金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定）

(以下「特定措置」という。)が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、会議の議を経て、特定措置を講ずる必要がある旨の認定(以下この章及び次章において「特定認定」という。)を行うことができる。ただし、農林中央金庫がその財産をもつて債務を完済することができない場合は、この限りでない。

2 主務大臣は、特定認定を行つた場合であつて、農林中央金庫の自己資本の充実が必要と認めるとときは、農林中央金庫が第百十条の第十四項の規定による申込みを行うことができる期限を定めなければならない。

3 主務大臣は、特定認定を行つたときは、その旨及び前項の規定により定めた期限を農林中央金庫及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

4 主務大臣は、特定認定を行つたときは、当該特定認定の内容を国会に報告しなければならない。(機構による特別監視)

**第一百十条の三** 主務大臣は、特定認定を行つたときは、直ちに、農林中央金庫を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分の機構による監視(第百十条の六及び第百十一条の七第三項において「特別監視」という。)をされる者として指定するものとする。

2 機構は、前項の規定による指定(以下「特別監視指定」という。)があつたときは、農林中央金庫に対し、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分について、第五項の規定により作成される計画の履行の確保のために必要な助言、指導又は勧告(以下この項において「助言等」という。)その他必要な助言等をすることができる。

3 主務大臣は、特別監視指定をした場合において、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するため必要があると認めるときは、農林中央金庫に対し、措置を講ずべき期限を示して、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分に関する必要な措置を命ずることができる。

4 主務大臣は、特別監視指定をしたときは、その旨を農林中央金庫にその旨を通知するとともに、これを公告しなければならない。

**第一百十条の四** 機構は、特別監視指定があつた場合において、必要があるときは、当該特別監視指定に係る監視の実施の全部又は一部を第三者に委託することができる。(特別監視代行者)

**第一百十条の五** 機構は、特別監視指定を受けた第三者をいう。第一百条の十一及び第二百二十三条の二において同じ。)は、費用の前払及び主務大臣が定める報酬を受けることができる。(特別監視の取消し)

**第一百十条の六** 機構は、特別監視指定の日から一年以内に、農林中央金庫に対し、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置その他関連する措置を講じさせることにより、その特別監視を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該特別監視を終えることができない場合には、主務大臣の承認を得て、一年ごとに二回までを限り、この期限を延長することができる。

2 機構は、前項の規定により特別監視を終えたときは、農林中央金庫にその旨を通知するとともに、これを公告しなければならない。(役員等の解任及び選任の特例)

**第一百十条の七** 機構は、特別監視指定に係る農林中央金庫がその財産をもつて債務を完済することができるないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合に限る。)について、そぞれぞれ準用する。

**第一百十条の八** 機構は、特別監視指定に係る農林中央金庫の債権者である農水産業協同組合(農林中央金庫の会員であるものに限る。)が農林中央金庫に対し債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使をすることにより、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められるときは、当該農水産業協同組合に対し、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するため必要な資金の貸付け又は我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するため必要な資金の貸付け等)。

**第一百十条の九** 主務大臣は、特別監視指定に係る農林中央金庫に対し破産手続開始、再生手続開始又は外国倒産処理手続の承認の申立てが行われたときは、当該申立てについての決定がなされたときは、機構は、農林中央金庫法第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十四条の一第一項の規定にかかるわらず、裁判所の許可を得て、農林中央金庫の役員等を選任することができる。この場合には、同法第二十四条第三項の規定は適用しない。

**第一百十条の十** 主務大臣は、特定認定に係る農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、政令で定めるところに従事する事項の陳述をして、当該決定の時期その他について意見述べることができる。

**第一百十条の十一** 第九十一条の規定は特別監視代行者について、第九十三条の規定は特別監視指定に係る農林中央金庫(その財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止するおそれがある場合に限る。)について、そぞれぞれ準用する。

**第一百十条の十二** 機構は、特定認定に係る農林中央金庫から資金の貸付け等(我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するため必要な資金の貸付け等)。

2 機構は、前項の規定による貸付けを行つたとき、又は同項の規定による債務の保証に係る債務を弁済したときは、当該貸付け又は当該債務の保証を行ふ旨の決定をすることができる。

**第一百十条の十三** 主務大臣は、特別監視指定に係る農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められるときは、当該農水産業協同組合に基づく求償権に係る農林中央金庫の財産について他の債権者に先立つて当該貸付けに

を行わせることができないと認めるときは、農林中央金庫法第三十八条及び第三十九条の二に對し、その業務及び財産の状況等に關し主務大臣及び機構に対する報告若しくは資料の提出を求め、又はその經營に關する計画の作成並びにその主務大臣及び機構に対する提出を命ずることができる。

**第一百十条の九** 主務大臣は、特別監視指定に係る農林中央金庫に対し破産手続開始、再生手続開始又は外国倒産処理手続の承認の申立てが行われたときは、当該申立てについての決定がなされたときは、機構は、農林中央金庫法第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十四条の一第一項の規定にかかるわらず、裁判所の許可を得て、農林中央金庫の役員等を選任することができる。(破産手続開始の申立て等に係る主務大臣の意見等)

するためには必要な措置が講じられるまでの間、当該権利の行使をしないことの要請をしなければならない。

農林中央金庫に対し破産手続開始、再生手続開始又は外国倒産処理手続の承認の申立てが行われた前に、裁判所に対し、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に關する措置が講じられており、その総代会で役員等の選任をすることができる。この場合には、同法第二十四条第三項の規定は適用しない。

前項の規定により農林中央金庫の役員等を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた役員等の員数を欠くこととなるときは、機構は、農林中央金庫法第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十四条の一第一項の規定にかかるわらず、裁判所の許可を得て、農林中央金庫の役員等を選任することができる。

前項の規定により農林中央金庫の役員等を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた役員等の員数を欠くこととなるときは、機構は、農林中央金庫法第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十四条の一第一項の規定にかかるわらず、裁判所の許可を得て、農林中央金庫の役員等を選任することができる。

係る債権の弁済を受ける権利又は当該求償権の行使により弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般的の先取特権に次ぐものとする。

（自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出等）

**第一百十条の十三** 特定認定に係る農林中央金庫は、次条第一項の規定による申込みを行わないときは、主務大臣に対し、第百十条の二第二項の規定により定められた期限内に、特定措置に係る優先出資の引受け等以外の方法による自己資本の充実のための措置を定めた計画を提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により農林中央金庫から提出を受けた計画を適当と認めるときは、会議の議を経て、特定認定を取り消すことがで

き。主務大臣は、前項の規定により農林中央金庫から提出を受けた計画を適当と認めるときは、会議の議を経て、特定認定を取り消すこと

3 主務大臣は、農林中央金庫が第百十条の二第二項の規定により定められた期限内に次条第一項の規定による申込みを行わなかつた場合において、農林中央金庫が当該期限内に第一項に規定する計画を提出しなかつたときは、特定認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、第一項の規定により農林中央金庫が提出した計画を適当と認めないとときは、特定認定を取り消すことができる。

5 主務大臣は、前二項の規定により特定認定を取り消すときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

6 第百十条の二第三項及び第四項の規定は、第二項から第四項までの規定による特定認定の取消しについて準用する。

（優先出資の引受け等の決定等）  
**第一百十条の十四** 特定認定に係る農林中央金庫は、機構が、農林中央金庫の自己資本の充実のために農林中央金庫の優先出資の引受け等を行うことを、機構に申し込むことができる。ただし、農林中央金庫が債務の支払を停止した場合は、この限りでない。

2 機構は、前項の規定による申込みを受けたときは、主務大臣に対し、農林中央金庫と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行なうかどうかの決定を求めなければならない。

3 第一項の規定による申込みを行つた農林中央金庫は、主務大臣に対し、経営の合理化のための方策その他の政令で定めた経営の健全化のための計画を提出しなければならない。

4 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項の規定による申込みに係る特定措置に係る優先出資の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 機構が第一項の規定による申込みに係る取得特定優先出資（機構が特定措置に係る優先出資の引受け等により取得した優先出資をいう。次条第二項及び第一百十条の十六第一項において同じ。）の処分において同じ。又は取得特定貸付債権（機構が特定措置に係る優先出資の引受け等により取得した貸付債権をいう。次条第二項及び第一百十条の十六第一項において同じ。）の処分

2 前項に規定する計画の確実な履行等を通じて、農林中央金庫の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

3 イ 経営の合理化のための方策  
ロ 経営責任の明確化のための方策

4 第百十条第四項の規定は前項の決定を行うときについて、同条第五項の規定は第二項の決定を行つたときについて、同条第六項の規定は第一項の規定による申込みに係る優先出資の引受け等を行わない旨の決定がされたときについて、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第六項の規定による特定認定の取消しについて、第一百一条の規定は機構が前項の決定に従い優先出資の引受け等を行う場合について、第一百条の二の規定は農林中央金庫が同項の決定に従い発行する優先出資について、それぞれ準用する。この場合において、第一百条第五項中「当該農水産業協同組合」とあるのは「農林中央金庫」と、同条第六項中「第一号措置に係る認定」とあるのは「特定認定（第百十条の二第一項に規定する特定認定をいう。）」と、「ものとする」とあるのは「ことができる」と読み替えられるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第百十条第五項の規定は、農林中央金庫等が納付すべき負担金（以下この項及び次項において「特定負担金」という。）の額は、各農林中央金庫等につき、当該特定負担金を納付すべき日の属する年の三月三十一日における負債（主務省令で定めるものを除く。）の額の合計額に、第一百条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

6 第百十条第五項の規定は、特定負担金について準用するものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（優先出資の引受け等に係る計画の公表等）  
**第一百十条の十五** 主務大臣は、前条第四項の決定をしたときは、同条第三項の規定により提出を受けた計画を公表するものとする。ただし、金融システムの混乱を生じさせるおそれのある事項、農林中央金庫の債権者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び農林中央金庫の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

2 第百十条の十五の規定により農林中央金庫の債権者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び農林中央金庫の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

2 主務大臣は、機構が取得特定優先出資又は取得特定貸付債権の全部につきその処分をし、又は返済を受けるまでの間、農林中央金庫に対し、前条第三項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

（取得特定優先出資又は取得特定貸付債権の処分）  
**第一百十条の十六** 機構は、取得特定優先出資又は取得特定貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、主務大臣の承認を受けなければならぬ。

2 機構は、前項の処分を行つたときは、速やかに、その内容を主務大臣に報告しなければならない。

（特定負担金の納付等）  
**第一百十条の十七** 農林中央金庫等は、第百六条第四項（第百八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされたときは、当該公告に係る納付期間中、機構の危機対応業務（特定認定に係る農林中央金庫に係るものに限る。）の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、当該公告に係る納付期間に含まれる各年の六月三十日までに、主務省令で定める書類を提出して、負担金を納付しなければならない。

2 前項の規定により農林中央金庫等が納付すべき負担金（以下この項及び次項において「特定負担金」という。）の額は、各農林中央金庫等につき、当該特定負担金を納付すべき日の属する年の三月三十一日における負債（主務省令で定めるものを除く。）の額の合計額に、第一百条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

3 第五十条第二項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、特定負担金について準用する。この場合において、同項中「農水産業協同組合」とあるのは「農林中央金庫等（第百六条第二項に規定する農林中央金庫等をいう。以下同じ。）」と、第五十二条第一項及び第三項中「農水産業協同組合」とあるのは「農林中央金庫等（第百六条第二項に規定する農林中央金庫等をいう。以下同じ。）」と、第五十二条第一項及び第三項中「農水産業協同組合」と読み替えるものとする。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による資産の買取りを行なう旨の決定をしたときは、農林中央金庫との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

（農水産業協同組合の総会等の招集手続の特例）  
**第一百十三条** 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合が行う信用事業譲渡等並びにその実施に必要な定款及び規程の変更について決議をするための当該農水産業協同組合の総会は、総組合

対応する支払対象貯金等につき行うものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込を受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十六条第二第一項及び同条第二項において準用する第五十六条第三項の規定」とあるのは、「当該支払対象貯金等に係る保険金計算規定」と読み替えるものとする。

（資産価値の減少防止のための資金の貸付け）  
**第一百十二条** 第六十九条の三（第三項及び第四項を除く。）の規定は、同条第一項各号に掲げる者（同項第一号に掲げる者にあつては、破産手続開始又は再生手続開始の申立てがあつた後も限る。）からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十六条の二第一項及び同条第二項において準用する第五十六条第三項の規定」とあるのは、「当該支払対象貯金等に係る保険金計算規定」と読み替えるものとする。

（資産の買取り）  
**第一百十二条の二** 機構は、第三章第四節の規定による場合のほか、特別監視指定に係る農林中央金庫が保有する資産の買取りを行うことができる。

2 機構は、前項の規定による資産の買取りを行う場合には、主務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3 機構は、農林中央金庫から第一項の資産の買取りに係る申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資産の買取りを行なうかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による資産の買取りを行なう旨の決定をしたときは、農林中央金庫との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

（農水産業協同組合の総会等の招集手続の特例）  
**第一百十三条** 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合が行う信用事業譲渡等並びにその実施に必要な定款及び規程の変更について決議をするための当該農水産業協同組合の総会は、総組合

員又は総会員の同意があるときは、農業協同組合法第四十三条の六、水産業協同組合法第四十四条の五（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、再編強化法第二十五条第二項及び第二十六条第四項において準用する再編強化法第十二条並びに農林中央金庫法第四十六条の三の規定にかかるらず、招集の手続を経ることなく開催することができる。

前項の規定は、同項に規定する事項について準用する。この場合において、同項中「総組合員又は総会員」とあるのは、「総代の全員」と、「農業協同組合法第四十三条の六、水産業協同組合法第十七条の五（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「農業協同組合法第四十八条第七項において準用する同法第四十三条の六、水産業協同組合法第十七条の五（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）」である。

(信用事業譲渡等における債権者保護手続の特例等)

ける債務に係る債権者及び救済農水産業協同組合が譲り受ける契約上の地位に係る契約の相手方の承諾を得ないでこれをすることができる。  
民法第四百六十六条第三項及び第四百六十六条の五第一項の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等に係る譲渡制限の意思表示（同法第四百六十六条第二項に規定する譲渡制限の意思表示をいいう。第四項及び第七項において同じ。）がされた債権の譲渡については、適用しない。  
農業協同組合法第五十条の二第四項において

同法第五十四条の二第六項（同法第九十  
五条第一項第三号の二第一項に依り  
準用する同法第四十九条及び第五十条、水産業  
協同組合法第五十四条の二第六項（同法第九十

二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合(を含む。)において準用する同法第五十三条及び第五十四条、再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十二条並びに金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十条の二第六項の規定は、第一項の決定があつた場合における当該決定は、係る特定信用事業譲渡等については、適用しなさい。

4 第一項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等がされたときは、当該経営困難農水産業協同組合及び救済農水産業協同組合は、その日から二週間以内に、当該特定信用事業譲渡等の内容の要旨並びにこれに対する異議のある債権者、契約上の地位に係る契約の相手方及び譲渡制限の意思表示がされた債権者に係る債務者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告し、かつ、次に掲げる者であ

5 務者 前項の期間は、一月を下つてはならない。

(会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。次条第四項において同じ。)

第一項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等により救済農水産業協同組合が引き受けける債務に係る債権者、救済農水産業協同組合が譲り受けける契約上の地位に係る契約の相手方及び救済農水産業協同組合が

等」という。)が第四項の期間内に異議を述べたときは、該移転債権者等に係る当該特定信用事業譲渡等に係る債務の引受け、契約上の地位の移転及び譲渡制限の意思表示がされた債権の譲渡(以下この項において「債務の引受け等」という。)は、当該債務の引受け等の時に遡つてその効力を失う。ただし、第三者の権利を害することができない。

用事業譲渡等により救済農水産業協同組合が引き受けた債務以外の経営困難農水産業協同組合の債務に係る債権者に限る。」が第四項の期間内に異議を述べた場合において、当該債権者の債権につき当該特定信用事業譲渡等により弁済を受けることができないこととなつた金額があるときは、当該債権者は、救済農水産業協同組合に対し、当該金額に相当する金銭の支払を請求することができる。

は弁済し若しくは相当の担保を提供し又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的と

項の規定により信託業務を営む農水産業協同組合に対ししてする信用事業の譲渡を援助するための第六十五条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該経営困難農水産業協同組合は、その引き受けた信託につき、信託法（平成十八年法律第百八号）第五十六条第一項並びに第五十七条第一項及び第二項並びに公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第七条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済農水産業協同組合（以下この条において「新受託者」という。）との間の信用

事業の譲渡の契約をもつて受託者の変更をすることができる。

新受託者は、前項の規定による変更が行われたときは、直ちに、当該変更に係る信託の委託者（以下この条において「移転委託者」という。）又は受益者（以下この条において「移転受益者」という。）であつて当該変更に異議のある者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告し、かつ貸付信託その他の定型的信託契約に係る信託として政令で定めるもの（第五項において「定型的信託」という。）に係

4 3  
る移転委託者及び移転受益者以外の知れてい  
る移転委託者及び移転受益者には、各別にこれを  
催告しなければならない。

前項の期間は、一月を下つてはならない。

第二項の規定にかかるわらず、新受託者が同項  
の規定による公告を、官報のほか、定款に定め  
た次の各号のいずれかに掲げる公告の方法によ  
りするときは、同項の規定による各別の催告  
は、することを要しない。

部を享受するものとして政令で定めるものをい  
う。こ<sub>レ</sub>る移転受益者は、新受託者に對し、

七十七条の規定は第一項の規定による変更が行われた場合について、同法第三百六項及び第七項、第四条第一項から第十一項まで、第二百六十二条第一項及び第二項、第二百六十三条並びに第二百六十四条の規定は第五項の規定による自己の受益権の買取請求について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
(報告又は資料の提出)

法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、農水産業協同組合に対し、その

業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるとときは、その必要的限度において、農水産業協同組合の子会社（当該農水産業協同組合が農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第十一條の二第二項に、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会である場合には水産業協同組合法第十一條の八第二項（同法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）に、農林中央金庫である場合には農林中央金庫法第二十四条第四項に、それぞれ規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をいう。次項及び次条において同じ。）又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者に対し、当該農水産業協同組合の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 農水産業協同組合の子会社又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。（立入検査）

4 第百七十二条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に農水産業協同組合の事務所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。主務大臣又は都道府県知事は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、その必要の限度において、当該職員に当該農水産業協同組合の子会社又は当該農水産業協同組合から業務の委託を受けた者の事務所その他の施設に立ち入り、質問又は検査に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による農水産業協同組合の子会社又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 主務大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査（次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

該認定若しくは特定認定又は特別監視指定その他の当該認定若しくは特定認定に関連する措置をいう。以下この項において同じ。）が講じられたことを理由とする契約（契約の当事者又は契約において定める者である農林中央金庫に対し関連措置等が講じられたことを理由として特定解除等の効力が生ずることを約定しているものであつて、金融市場その他の金融システムとの関連性を有する取引のうち主務省令で定めるものに係るものに限る。）の特定解除等を定めた条項は、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な範囲において、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるために必要な期間として主務大臣が定めた期間（以下この条において「措置実施期間」という。）中は、その効力を有しないこととする決定を行なうことができる。

6 機構は、その業務を国際的協調の下で行う必要があるときは、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるものとの情報の交換その他必要な業務を行わなければならぬ。（指導及び助言（国際協力））

7 第五十一条第一項の規定による保険料の納付が適正に行われていること。

二 第五十七条の二第四項及び第六十条の三第一項に規定する措置が講ぜられていること。三 第七十一条第二項の貯金等債権について弁済を受けることができると見込まれる額。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。（農水産業協同組合に対する命令）

二 第百八十二条 主務大臣又は都道府県知事は、農水産業協同組合が貯金等の払戻しの停止をし、又は停止をするおそれがあると認められる場合において、機構の業務の適正かつ円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、当該農水産業協同組合に対し、その事態に對処してるべき措置に關し必要な命令をすることができる。

（農水産業協同組合の破産手続開始の通知等）

二 第百八十三条の二 農水産業協同組合についての破産手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、その旨を農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律第二条第四項に規定する監督官に通知しなければならない。

2 農水産業協同組合の破産手続において、破産法第一百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百四条第二項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を機構に通知しなければならない。

3 第一百八十四条の三 主務大臣は、第九十七条第一項（契約の解除等の効力）

4 第一百八十五条の三 主務大臣は、第九十七条第一項に規定する認定又は特定認定を行なう場合には、会議の議を経て、当該認定又は特定認定に係る農林中央金庫について、関連措置等（当

該認定若しくは特定認定又は特別監視指定その他の当該認定若しくは特定認定に関連する措置をいう。以下この項において同じ。）が講じられたことを理由とする契約（契約の当事者又は契約において定める者である農林中央金庫に対し関連措置等が講じられたことを理由として特定解除等の効力が生ずることを約定しているものであつて、金融市場その他の金融システムとの関連性を有する取引のうち主務省令で定めるものに係るものに限る。）の特定解除等を定めた条項は、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な範囲において、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるために必要な期間として主務大臣が定めた期間（以下この条において「措置実施期間」という。）中は、その効力を有しないこととする決定を行なうことができる。

7 第百十九条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、第五十七条第二項及び第三項、第三章第四節（第六十五条第四項並びに第六十五条の二第二項及び第三項（これらの規定を第六十九条第四項において準用する場合を含む。）を除く。）、第六章、第七章（第一百一条第二項、第一百三条、第一百六条、第一百七条第三項において準用する第五十二条第五項、第一百八条及び第一百十条の十四条第一項において準用する場合を含む。）を除く。）、第六章、第七章（第一百一条第二項、第一百十条の十六及び第一百十条の十七第三項において準用する第五十二条第五項を除く。）、第一百十六条第一項及び第二項（第一百八条、第一百七条第一項を除く。）、第七章の二（第一百八条の二第二項において準用する第一百一条第二項、第一百十条の十六及び第一百十条の十七第三項において準用する第五十二条第五項を除く。）、第一百十六条第一項及び第二項並びに第一百八条の四に規定する主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。

8 第百二十条 機構は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。この法律における主務省令は、農林水産省令・財務省令・内閣府令とする。（政令への委任）

9 第百二十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めることとする。

10 第百二十三条 この法律の規定により都道府県が處理することとされている事務は、地方自治法





(業務の特例)

**第六条の四** 機構は、当分の間、第三十四条による規定による改定する業務のほか、次条から附則第六条の十までの規定による資金援助を行うことができる。  
**第六条の五** 農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十四号)第一条の規定による改正二年法律第六条の規定による改正(附則第六条の五第三項及び第六十三条第六項及び第八項の規定は、第一項の承認を行なう場合について準用する。)

**第六条の六** 農水産業協同組合連合会等が、第六十二条第一項に規定する農水産業協同組合に係る相互援助取決めにより特定合併について資金の貸付けその他の援助を行う場合において、当該農水産業協同組合連合会等は、特定合併のあつせんを受けた日から一年以内に限り、機構が当該援助について資金援助(第六十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに限る。)を行うことを、機構に申し込むことができる。  
**(都道府県知事の承認)**

**第六条の七** 附則第六条の五第一項又は前条第一項の規定による申込みに係る特定合併についての規定は、当該特定合併を行う経営困難農水産業協同組合は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該特定合併により設立される農水産業協同組合の信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として主務省令で定めるものを実施するための計画を策定し、都道府県知事の承認を得なければならぬ。

2 前項の承認の申請は、同項の特定合併を行う経営困難農水産業協同組合の連名で行わなければならない。

3 第六十三条第六項及び第八項の規定は、第一項の承認を行なう場合について準用する。

**第六条の八** 特定合併のあつせんを受けた経営困難農水産業協同組合は、当該あつせんに係る特定合併の契約を締結したときは、直ちに、そのあつせんを行った都道府県知事又は主務大臣に、その旨を報告し、かつ、当該特定合併の契約書(機構と附則第六条の五第三項において準用する第六十五条第六項の契約を締結した経営困難農水産業協同組合にあつては、当該特定合併の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面)を提出しなければならない。  
**第六条の九** 第六十七条の規定は、特定合併のあつせんを受けた農水産業協同組合について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「当該資格性の認定等に係る合併等」とあるのは、「第六十七条第一項(附則第六条の九において読み替えて準用する場合を含む。)」と定められる。

**第六条の十** 附則第六条の四に規定する機構の資金援助が行われる場合には、次に定めるところによる。  
**第六章及び第八章** とあるのは、「第七章、第八章並びに附則第六条の五第三項及び第六十五条第六項において準用する第六十五条第一項」とする。  
**第二章** 第四十条の二第一号の規定の適用についての規定は、同号中「除く。」とあるのは、「除く。」及び附則第六条の四に規定する資金援助」とする。

**第三章** 第四十二条の規定の適用については、同条第一項中「業務」とあるのは、「業務及び附則第六条の四に規定する資金援助」とする。  
**第四章** 第五十一条第二項第二号の規定の適用については、同号中「規定する適格性の認定等」とあるのは、「規定する適格性の認定等又は附則第六条の七第一項の承認」と、「当該適格性の認定等」とあるのは、「当該承認」とする。

五 第五十八条第一項第三号及び第三項第三号の規定の適用については、これららの規定中の「一部の当事者」とあるのは、全部又は一部の当事者」と、「第六十七条第一項」とあるのは、「第六十七条第一項(附則第六条の九において読み替えて準用する場合を含む。)」と定められる。

六 第五十九条第一項第四号及び第三項第四号の規定の適用については、これらの規定中の「一部の当事者」とあるのは、「全部又は一部の当事者」と、「第六十七条第一項」とあるのは、「第六十七条第一項(附則第六条の五第三項及び第六十五条第一項(附則第六条の五第三項及び第六十六条第二項において準用する場合を含む。)において同じ。)」とする。

七 第六十九条第二項の規定の適用についての規定は、同項第二号中「掲げる合併」とあるのは、「掲げる合併又は附則第六条の五第一項に規定する特定合併」と、「当該合併」とあるのは、「当該合併又は特定合併」とする。

八 第百二十九条の規定の適用については、同条第一項第二号中「百十二条第二項」とあるのは、「百十二条第二項並びに附則第六条の五第三項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。」と、「同条第一項」とあるのは、「第六十五条第一項(附則第六条の五第三項及び第六十六条第二項において準用する場合を含む。)」とする。

九 第百三十三条の規定の適用については、同条第一号中「第六十五条第四項」とあるのは、「第六十五条第四項(附則第六条の五第三項及び第六十六条第二項において準用する場合を含む。)」と、「同条第三号中「第三十四条による規定する業務及び附則第六条の四に規定する資金援助」とする。

第五十六条の二第一項及び第二項の規定を適用して計算した保険金の額に基づいてするものを行うときには、必要があると見込まれる費用を超えると認めるときは、当該申込みに係る第六十五条第一項(附則第六条の五第三項及び第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、特別資金援助について第六十条第一項の規定による決定をしようとする場合に適用しない。

10 第百四十四条の規定は、第一項の規定による報告があつた場合における当該報告に係る資金援助については、適用しない。

(貯金等債権の買取りの特例)

**第八条** 機構は、平成十四年三月三十一日までを限り、第七十条第一項の規定により貯金等債権の買取りを行うことを決定しようとするときは、あらかじめその旨を主務大臣に報告しなければならない。

**2** 主務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた貯金等債権の買取りに係る概算払率が第七十一条第二項の規定に基づき定められたならば信用秩序の維持に大きな支障が生ずるおそれがあると認めるとは、信用秩序の維持のために必要と認められる概算払率(以下「特別払戻率」という)を定め、これを機構に通知しなければならない。

**3** 第七十一条第三項及び前条第四項の規定は、前項の特別払戻率を定める場合について準用する。  
**4** 機構は、概算払率を特別払戻率とする貯金等債権の買取り(以下「貯金等債権の特別買取り」という)に係る第七十条第一項の規定による決定をしたときは、第七十一条第一項の規定による認可を受けることを要しない。

**第九条** 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特別勘定」という)を設けて整理しなければならない。

**一** 第三十一条第三号に掲げる業務のうち、貯金等債権の特別買取り

**二** 第三十四条第四号に掲げる業務のうち、貯金等債権の特別買取り

**三** 第一次第一項に規定する特別保険料の収納

**四** 前三号に掲げる業務に附帯する業務

**2** 機構は、特別資金援助を行つたときは、一般勘定から、当該特別資金援助に係る経営困難農水産業協同組合の特別保険事故につき保険金の支払(第五十六条第一項から第三項まで並びに第五十六条の二第一項及び第二項の規定を適用して計算した保険金の額に基づいてするもの)を行う。を行うときに要すると見込まれる費用に相当する金額を、特別勘定に繰り入れるものとする。

**3** 第一項の規定により特別勘定が設けられる場合には、第三十四条第一号中「保険料の収納」とあるのは「保険料の収納及び附則第十条の規定による特別保険料の収納」と、第四十条

の二第一号中「次号」とあるのは「次号及び附

則第九条第一項各号」と第五十一条第二項中「要する費用」とあるのは「要する費用(附則第九条第一項各号に掲げる業務に要する費用(同条第二項の規定により一般勘定から特別勘定へ繰り入れられるものを除く。)を除く。)」と、同条第三項中「資金の借入れ」とあるのは「資金の借入れ(附則第九条第一項に規定する特別勘定において経理されるものを除く。)」とする。

(特別保険料)

**第十条** 農水産業協同組合は、平成八年から平成十三年までの間、第五十条第一項に規定する保険料のほか、前条第一項各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、機構に対し、特別保険料を納付しなければならない。

**2** 第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、前項の特別保険料について準用する。この場合において、第五十一条第一項中「機構が委員会の議決を経て、定期特別保険料を納付しなければならない。」とあるの第五十条、第五十一条第一項及び第五十二条は、「附則第十条第三項に規定する特別保険料率」と読み替えるものとする。

特別保険料率は、前条第一項各号に掲げる業

務に要する費用の予想額(同条第二項の規定による一般勘定から特別勘定への繰入れにより賄われると見込まれる費用の額を除く。)及び農水産業協同組合の財務の状況を勘案し、政令で定めるものとする。この場合において、政令で定める特別保険料率は、特定の農水産業協同組合に対し差別的なものであつてはならない。

**3** 第十一条 機構は、平成十四年度末において、特別勘定を廃止するものとし、その廃止の際特別勘定に属する資産及び負債については、政令で定めるところにより、一般勘定に帰属させるものとする。

**第十二条** 第百十九条第一項本文の規定にかかるらず、附則第二条第二項、附則第六条の五第三項において準用する第六十一条第六項、附則第六条の六第二項において準用する第六十二条规定の二第一項及び第二項の規定において準用する三項、附則第六条の七第三項において準用する三項、附則第六条の八第一項、同条第二項において準用する第六十六条第二項及び第六十七条の九において読み替えて準用する第六十七条に規定する主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。

(罰則)

**第十三条** 附則第七条第一項又は第八条第一項の規定による報告をしなかつた機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

**第十四条** 附則第六条の八第一項の規定による報告をせず、又は不正の報告をした農水産業協同組合の理事は、三十万円以下の過料に処する。

(号)抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

**〇号**

**附 則 (昭和六一年六月一〇日法律第八**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(役員の任期に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行の際現に農水産業協同組合貯金保険機関の理事である者の任期については、なお従前の例による。

(合規則による経過措置)

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第四条** 附則の適用については、なお従前の例による。

(附則に関する経過措置)

**第五条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

**号)抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則 (平成四年六月二六日法律第八

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

**号)抄**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

**号)抄**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

については、当該漁業協同組合連合会を改正後の農水産業協同組合貯金保険法(以下「新法」という。)第二条第一項第三号に掲げる漁業協同組合連合会(以下「特定漁業協同組合連合会」といふ。)との規制による報告をしなかつた機構の役員又は職員は、指定の日から、特定漁業協同組合連合会その他のこれに準ずるものとして政令で定める漁業協同組合連合会について政令で定める漁業協同組合連合会については、この限りでない。

前項ただし書に規定する漁業協同組合連合会のうち、施行日後にその事業及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定の日から、特定漁業協同組合連合会とみなして、新法の規定を適用する。

**第三条** 新法第四十条第一項の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

**2** 新法第四十条第三項の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

**第四条** 特定漁業協同組合連合会(附則第二条の規定により特定漁業協同組合連合会とみなされる漁業協同組合連合会を含む。)は、新法第五十条第一項の規定にかかわらず、施行日後一月以内に、施行日の属する年において納付すべき保険料を納付しなければならない。

**2** 前項の保険料の額については、新法第五十条第一項中「当該保険料を納付すべき日」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律(平成八年法律第九十七号)の施行の日」と、「計算した金額」とあるのは「計算した金額を十二で除し、これにその施行の日の属する月以後同日の属する年の十二月までの月数を乗じて得た金額」とする。

**第五条** 新法第五十六条及び第六十条の規定は、施行日以後に発生する保険事故に係る保険金について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

**第六条** 新法第四章の規定及び新法附則第八条の規定は、平成九年四月一日前に発生した保険事故に係る新法第六十八条第一項に規定する貯金等債権については、適用しない。

**第七条** 施行日前に改正前の農水産業協同組合貯金保険法第六十一条第一項又は第六十二条第一項の規定による申込みがあつた資金援助であつ



融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

3 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお前前の例による。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四项及び第五项、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四项から第六项まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定

（国等の事務）  
**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十六条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。  
(不服申立てに関する経過措置)

**第一百六十一条** 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「处分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該处分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該处分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、

**(罰則に関する経過措置)**

**第一百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**(検討)**

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十五条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成一年一二月二二日法律第  
一六〇号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律(第一条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

二 第三章(第三条を除く。)及び次条の規定

平成十二年七月一日

**附 則 (平成一年一二月二二日法律第  
一六〇号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(民法等の一部改正に伴う経過措置)

**第二十五条** この法律の施行前に和議開始の申立てがあった場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に基づきこの法律の規定による改正後のこれらの規定にかかるわらず、なお従前の例による。

一及び二 略

三 農水産業協同組合貯金保険法第五十九条第三項及び第六十八条の三第二項

(罰則の適用に関する経過措置)

**第二十六条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一二年五月三一日法律第九四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法(以下「新法」という。)第四十九条第二項に規定する保険事故が発生している農水産業協同組合(新法第二条第一項第一号、第六号及び第七号に掲げる者(同項第四号にあっては、同項第三号に掲げる者から水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十二条第一項第一号、第四号、第六号及び第七号に掲げる者(同項第四号にあっては、同項第三号に掲げる者)に限りない。以下この条において同じ。)その他これに準ずるものとして政令で定める農水産業協同組合については、新法の規定は、適用しない。

2 前項に規定する農水産業協同組合のうち、施行日後にその事業及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定をした日から、新法の規定を適用する。

**第三条** 新法第四十条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

第四条 新法第五十六条及び新法附則第六条の二

の規定は、施行日以後に発生する新法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る保険金の計算について適用し、施行日前に発生した第一項の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法(以下「旧法」という。)第四十九条第二項に規定する保険事故に係る保険金の計算については、なお従前の例による。

**第五条** 新法第三章第四節の規定は、施行日以後に新法第六十五条第一項の資金援助を行う旨の決定をする場合における当該決定に係る資金援助について適用し、施行日前に旧法第六十五条第一項の資金援助を行う旨の決定をした場合における当該決定に係る資金援助については、なお従前の例による。

**第六条** 新法第四章の規定及び新法附則第八条の規定は、施行日以後に発生する新法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る新法第七十条第一項に規定する保険事故(以下この条において「保険事故」という。)に係る保険金について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

**第七条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第八条** 新法第四章の規定及び新法第七十条第一項に規定する保険事故に係る新法第七十条第一項に規定する保険事故(以下この条において「保険事故」という。)に係る保険金について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

**第九条** 新法第七十条第一項に規定する保険事故(以下この条において「保険事故」という。)に係る保険金について適用し、同日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

**第十条** 新法第七十条第一項に規定する保険事故(以下この条において「保険事故」という。)に係る保険金について適用し、同日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

**第十二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十六条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十七条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十八条** この法律(附則第一条第二号に掲げる改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十九条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**第二十条** 農水産業協同組合貯金保険法(以下「新貯金保険法」という。)第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)が、新貯金保険法第五十条の規定により平成十五年六月三十日までに納付する次の各号に掲げる保険料の額は、新貯金保険法第五十一条第一項及び第五十二条の二第一項の規定(以下「保険料計算規定」という。)にかかわらず、各農水産業

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

**第二十六条** 前条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法第五十六条の二の規定は、施行日以後に発生する同法第四十九条第二項に規定する保険事故(以下この条において「保険事故」という。)に係る保険金について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

**第三十条** (農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一三年一月二八日法律第一五〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

**附 則** (平成一四年六月二九日法律第六五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

**附 則** (平成一四年六月一九日法律第七五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一四年一月二月一八日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一四年六月一九日法律第七五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一四年一月二月一八日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一四年一月二月一八日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一四年一月二月一八日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一四年一月二月一八日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一四年一月二月一八日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

**八号) 抄**

おけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一三年一一月一二日法律第一五〇号)

この法律は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第二十一条第五項の規定は同法附則第二条ただし書きに規定する改正規定の施行の日から、第二十四条の規定は公布の日から施行する。

**附 則** (平成一四年六月一二日法律第六五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

**附 則** (平成一四年六月一九日法律第七五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一四年一月二月一八日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

協同組合につき、当該各号に定める金額とする。

一 一般貯金等（新貯金保険法第五十一条第一項に規定する一般貯金等をいい、新貯金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用貯金とみなされるもの及び新貯金保険法附則第六条の三の二の規定により決済用貯金とみなされる特定貯金に該当するものを除く。次条第一号において同じ。）に係る保険料 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間の各日（日曜日その他の政令で定める日を除く。以下同じ。）におけるその他の貯金等（新貯金保険法附則第六条の二第二項第二号に規定するその他貯金等をいう。）の額の合計額を平均した額に、保険料率（新貯金保険法第五十一条第一項に規定する保険料率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額

二 決済用貯金（新貯金保険法第五十一条の二第一項に規定する決済用貯金をいい、新貯金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用貯金とみなされる特定貯金を含む。次条第二号において同じ。）に係る保険料（新貯金保険法第五十一条の二第一項に規定する保険料とみなされる特定貯金を含む。次条第二号及び附則第四条第二号において同じ。）に係る保険料（新貯金保険法第六十九条の二第一項の規定により決済用貯金に係る保険料とみなされる特定貯金を含む。次条第二号において同じ。）に係る保険料を含む。（新貯金保険法第五十一条の二第一項に規定する決済用貯金をいい、新貯金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用貯金とみなされる特定貯金を含む。第二号において同じ。）

三十一日までの間の各日における要調整決済用貯金の額の合計額を平均した額に準ずる額として政令で定めるところにより計算され

**第四条** 一般貯金等（新貯金保険法第五十一条第一項に規定する一般貯金等をいい、新貯金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用貯金とみなされるものを除く。第一号において同じ。）のうち政令で定めるもの（第一号において「要調整一般貯金等」という。）、決済用貯金（新貯金保険法第五十一条の二第一項に規定する決済用貯金をいい、新貯金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用貯金とみなされる特定貯金を含む。第二号において同じ。）に係る保険金の計算について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金の計算については、なお従前の例による。

**第五条** 新貯金保険法第五十六条から第五十六条の三まで及び第六十九条の二の規定は、施行日以後に発生する保険事故（新貯金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。以下同じ。）に係る保険金の計算について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金の計算については、なお従前の例による。

**第六条** 新貯金保険法附則第六条の三の二の規定により決済用貯金とみなされる特定貯金に係る保険金の額については、当該特定貯金故に係る保険金の額については、当該特定貯金は、平成十七年四月一日以後も決済用貯金とみなす。この場合における新貯金保険法第五十六条の二第二項の規定の適用については、同項中「元本の額（その額）」とあるのは、「元本の額及び利息等の額の合算額（その合算額）」とする。

**第七条** 内閣総理大臣は、附則第三条及び第四条の規定による権限を金融庁長官に委任する。  
2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。（罰則の適用に関する経過措置）

**第八条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第九条** 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。（施行期日）

**附 則** （平成一六年六月二日法律第七六号）抄

**第一条** この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

**附 則** （平成一六年六月一八日法律第一〇七号）抄

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則** （平成一六年六月一八日法律第一四七号）抄

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置）

**第十条** 施行日前に決済債権者（農水産業協同組合（第九十九条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法（以下この条において「新農水産業協同組合貯金保険法」という。）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。）に対して決済債務を負担する他の金融機関（当該他の農水産業協同組合その他の金融機関から当該決済債務に係る債権を取得した者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）に係る債権を有する他の農水産業協同組合その他の金融機関（当該他の農水産業協同組合その他の金融機関から当該決済債務に係る債権を取得した者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）につき当該農水産業協同組合に対する他の決済債務の負担の原因が生じた場合における決済債権者による相殺及び施行日前に農水産業協同組合に対して決済債務を負担する他の農水産業協同組合その他の金融機関（当該他の農水産業協同組合その他の金融機関から当該決済債務を引き受けた者を含む。以下この条において同じ。）につき決済債務に係る債権の取得の原因が生じた場合における相殺については、新農水産業協同組合貯金保険法第六十九条の四第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

**第十二条** 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則の適用等に関する経過措置）

**第十三条** 附則第一条规定するものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

**第十四条** 附則第一条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）



一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第一百九条並びに第一百十五条の規定 公布の日（以下「公布日」という。）

二 附則第一百十二条の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の公布の日又は公布日のいづれか遅い日（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置）

三 第四十三条 存続中央会については、第四条の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法第八十六条第三項の規定は、なおその効力を有する。（自主的な取組の促進及び検討）

第五十一条 政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、組合の事業及び組織の在り方についての当該組合の構成員と役職員との徹底した議論並びに農地等の利用の最適化の推進（新農業委員会法第六条第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進を行う。次項において同じ。）についての農業の担い手をはじめとする農業者その他の関係者の間での徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進するものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況（次項において「改革の実施状況」という。）農地等の利用の最適化の推進の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、准組合員（新農協法第十六条第一項ただし書に規定する准組合員をいう。以下この項において同じ。）の組合の事業の利用に関する規制の在り方にについて、施行日から五年を経過する日までの間、正組合員（新農協法第十二条第一項第一号の規定による組合員をいう。）及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。

（罰則に関する経過措置）

第一百四条 この附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお從前の例によるこの効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百五十五条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年二月一四日法律第二百六十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年六月七日法律第二百六十八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月七日法律第二百六十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第三十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第一百四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によるこの効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百五十五条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三百九条の規定 定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（二の謄本）の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十八条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十五条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十五条第四項の改正規定、第九十一条の規定、第一百五十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十二条の規定、第一百五十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定）公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日